

## 第8回広島県環境影響評価技術審査会総会議事録

### 1 開催日

平成29年9月20日（水）（平成29年9月13日～20日の間，書面により照会）

### 2 書面開催とした理由

広島県環境影響評価技術審査会運営要領第7条第1項及び広島県環境影響評価技術審査会運営細則第6（1）アの規定により，総会の開催が困難であると判断したため。

### 3 委員氏名

内田委員，奥田委員，久我委員，崎田委員，高木委員，内藤委員，中井委員，中坪委員，西田委員，西村委員，福本委員，前川委員，矢野委員，山田委員，山本委員，吉田委員

### 4 会議に付した議案の件名

- 第1号議案 会長の互選について
- 第2号議案 会長の選任について
- 第3号議案 会長の職務代理者の指名について
- 第4号議案 部会の設置について
- 第5号議案 部会に所属する委員の指名について
- 第6号議案 部会長の指名について
- 第7号議案 部会長の職務代理者の指名について
- 第8号議案 部会の決議の取り扱いについて

### 5 定足数及び議事録署名委員

- 委員16名全員から照会に対する回答を得たことにより，広島県環境影響評価に関する条例施行規則第46条第2項の定足数（半数以上）を満たした。
- 広島県環境影響評価技術審査会運営細則第6（3）の規定により，会長が議事録署名委員となった。

### 6 議事の概要

第1号議案から第8号議案について審議し，次のとおり全ての議案について承認された。

#### 第1号議案 会長の互選について

広島県環境影響評価技術審査会運営要領第2条第2項の規定により，会長を指名推薦により選任する。

同意する 16名

同意しない 0名

#### 第2号議案 会長の選任について

広島県環境影響評価に関する条例（以下「条例」という）第40条第1項の規定により，中坪孝之委員を会長に選任する。

同意する 16名

同意しない 0名

第3号議案 会長の職務代理者の指名について

条例第40条第3項の規定により、会長の職務代理者に西田 恵哉委員を指名する。

同意する 16名

同意しない 0名

第4号議案 部会の設置について

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（以下「規則」という）第47条第2項の規定により、審査会を2分割した部会を設置し、審議することとする。なお、審査案件の割り振りについては、案件の特性等に応じて、会長と部会長の協議により決定する。

同意する 16名

同意しない 0名

第5号議案 部会に所属する委員の指名について

規則第47条第2項の規定により、前期の部会の委員構成を基本とし、内田 龍彦委員を第1部会委員、前川 啓一委員を第1部会委員に指名する。

同意する 16名

同意しない 0名

第6号議案 部会長の指名について

規則第47条第3項の規定により、第1部会長に西田 恵哉委員、第2部会長に中坪 孝之委員を指名する。

同意する 16名

同意しない 0名

第7号議案 部会長の職務代理者の指名について

規則第47条第4項の規定により、第1部会長の職務代理者に矢野 泉委員、第2部会長の職務代理者に崎田 省吾委員を指名する。

同意する 16名

同意しない 0名

第8号議案 部会の決議の取り扱いについて

規則第48条の規定により、部会の決議をもって技術審査会の決議とする。

同意する 16名

同意しない 0名